

Ⅱ 有機農産物の留意点

1 有機農産物のあつかい

(1) 有機農産物とは

有機農産物とは農地の自然循環機能の維持増進を図って、化学農薬、化学肥料に頼らずに作物を栽培された農産物である。やむを得ない場合に限り、有機JAS規格に規定された資材のみを使って栽培することができる。また、有機農産物として販売する場合にはJAS法に従わなくてはならない。

(2) 有機農産物の販売と有機JAS規格（Ⅵ 参考資料の項を参照）

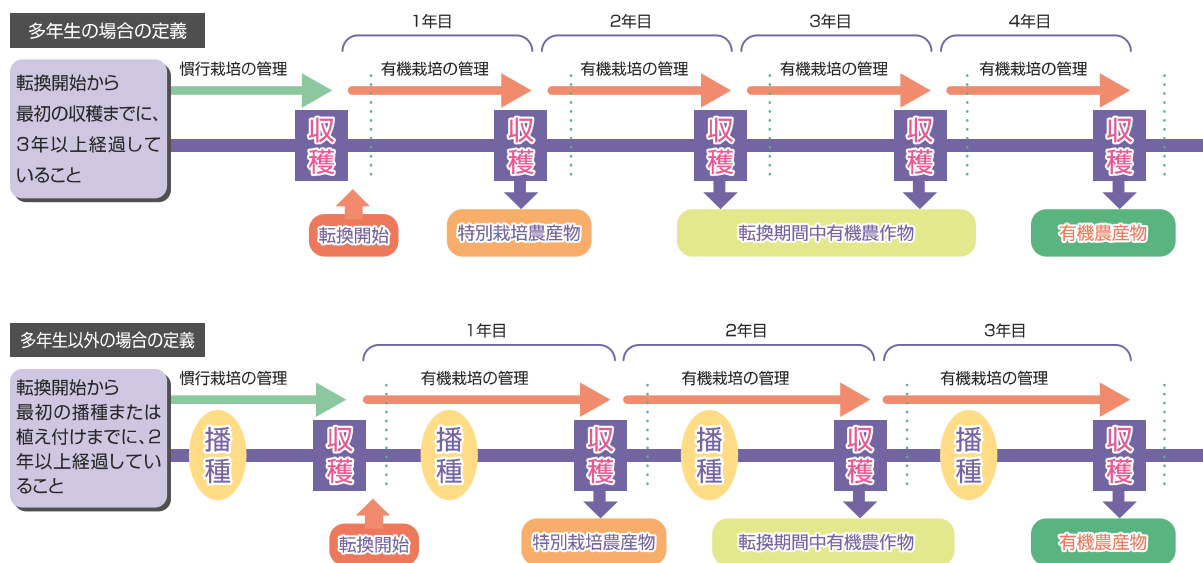
JAS法に基づく有機栽培の日本農林規格を有機JAS規格という。有機農産物の生産の方法についての基準等を定める法律で、有機農産物として不特定多数の人を対象に販売する場合、この規格に従って生産されなくてはならない。さらに農産物が間違いなく規格に従って生産されたかについて認定機関による確認が必要である。認定機関が認定したほ場で生産された農産物以外は有機の文字を表示して販売できない。また、認定機関による認定を受けないで有機栽培した生産物を販売する場合は、特別栽培農産物として販売できる。

(3) 有機JAS規格の留意点

ア 有機農産物として認定されるまでの過程

1年生作物の場合、有機栽培を始めて1年目は有機農産物という名称は使用できない。「特別栽培農産物」としては出荷することができる。有機栽培2年目は認定機関に申請し認定されれば「転換期間中有機農産物」という名称が使える（果樹等の多年生作物はさらに翌年も転換期間中有機農産物の扱いをして、4年目に有機農産物として扱える）。3年目からは認定機関の認定を受けて「有機農産物」という名称が使用できる（図Ⅱ－1）。

図Ⅱ－1 有機農産物として認定される過程



イ 有機農産物を生産するほ場で使用する資材について

有機JAS規格では使用できる肥料、土壌改良資材、農薬が厳密に規定されていて、これ以外に使用できる資材はない（Ⅵ 参考資料の項を参照）。もし有機栽培に不適格な資材が使用されたと分かれば、その時点で認定が取り消され、最初から有機に適合した栽培を行わなくてはならない場合がある。

ウ 有機JAS規格に従った作物の生産において生産者に求められるもの

生産者はとにかく有機農産物の栽培や使用資材に注意が向きがちであるが、有機JAS認定において求められるのは事前に作成した生産行程のルールに従った栽培を正確に行うことである。さらに、生産者は自ら立案した栽培のルールに沿った栽培を間違いなく実施したということを正確に記録する。

2 有機認定を受ける場合の留意点

(1) 生産工程管理責任者と格付担当者の配置

生産者は生産工程管理責任者（有機栽培の計画立案とそれに従った栽培管理を実際に行う人）と格付担当者（出荷時の有機JASマークの表示・管理を行う人）を決める。一人で両方を兼ねることもできる。

(2) 手続き

まず認定申込みの前に必ず生産行程管理責任者と格付担当者は認定機関の研修会を受講してから、認定機関へ申請を行う。さらに認定機関に申請する1年以上前から有機JAS制度にしたがった栽培を行うが、使用が認められない資材をすでに使用してしまった場合は、今の栽培が終了し、1年以上有機的管理をした後になる。

(3) 栽培上の留意点

ア ほ場について

ほ場は慣行栽培ほ場に隣接してはならない。また、用いる用水も用排水が一緒になったものは用いることができない。前者の場合は緩衝地帯、障壁作物の設置等で、後者は浄化装置、浄化池の設置などで対応することができる。両者とも栽培前に希望する認定機関の指導を受けなければならない。

イ 使用資材の確認

使用資材で培土に山土などを自分で都合する場合は、化学物質の混入がないことの確認とその後の処置を明らかにした上で、採取場所を写真などで証明出来るよう記録しておく。使用資材は栽培計画時に希望する認定機関に問い合わせ、使用可能かをあらかじめ確認する必要がある。この場合、資材の確認に必要な証明書等の書類の入手を求められることがある。

ウ 作業の記帳

認定を希望するほ場ごとに有機栽培を開始した時から月日、作業名、作業内容、使用した機械や器具とその洗浄した月日、使用資材名と使用量などを記録しておく。